

## 議 案 一 覧 表

|             |  |     |
|-------------|--|-----|
| 第 2 号 議 案   | 瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について……………                    | 1   |
| 第 3 号 議 案   | 瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について……………             | 2   |
| 第 4 号 議 案   | 市有財産（土地及び建物）の無償貸付について……………                           | 3   |
| 第 5 号 議 案   | 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正について……………                | 5   |
| 第 6 号 議 案   | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について……………                    | 7   |
| 第 7 号 議 案   | 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について…………… | 9   |
| 第 8 号 議 案   | 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について……………         | 1 4 |
| 第 9 号 議 案   | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………                        | 1 6 |
| 第 1 0 号 議 案 | 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について……………                         | 1 8 |
| 第 1 1 号 議 案 | 瀬戸市旅費条例の一部改正について……………                                | 3 6 |
| 第 1 2 号 議 案 | 瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部改正について……………                         | 3 8 |
| 第 1 3 号 議 案 | 瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会の廃止について……………                         | 4 1 |

7年市長提出第5号議案

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正について

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  |      |      | 改正前  |      |      |
|--|------|------|--|------|------|
| 瀬戸市役所支所設置条例  |      |      | 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例  |      |      |
| (支所の設置)  |      |      | (支所及び市民サービスセンターの設置)  |      |      |
| 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設ける。 |      |      | 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所として市民サービスセンターを設ける。 |      |      |
| (名称、位置及び所管区域)  |      |      | (名称、位置及び所管区域)  |      |      |
| 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。                                    |      |      | 第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。  |      |      |
| 名称   | 位置   | 所管区域 | 名称   | 位置   | 所管区域 |
| <省略>   | <省略> | <省略> | <省略>   | <省略> | <省略> |
| 瀬戸市役所<br>品野支所  | <省略> | <省略> | 瀬戸市役所<br>品野支所  | <省略> | <省略> |

|   |  |  |  |               |
|---|--|--|--|---------------|
|   |  | <u>瀬戸市役所</u><br><u>パルティセ</u><br><u>と市民サー</u><br><u>ビスセンタ</u><br><u>二</u> | <u>瀬戸市栄町 4</u><br><u>5 番地</u>                      | <u>瀬戸市の全域</u> |
|   |  | <u>瀬戸市役所</u><br><u>菱野団地市</u><br><u>民サービス</u><br><u>センター</u>              | <u>瀬戸市菱野台</u><br><u>1 丁目 2 番 2</u><br><u>0 1 号</u> | <u>瀬戸市の全域</u> |
| (委任)<br>第3条 この条例に定めるもののほか、支所に関し必要な事項は、市長が定める。 |  | (委任)<br>第3条 この条例に定めるもののほか、支所及び <u>市民サービスセンター</u> に関し必要な事項は、市長が定める。       |  |               |

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市役所市民サービスセンターを廃止するに当たり、瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。